

## 第5回療養通所介護交流会 報告書（その1）

テーマ 令和6年度 介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定の概要  
日時 2024/3/8 16:25-17:40  
場所 財団会議室（Web 開催）  
参加申込者 総数 64 名

本報告書では、厚生労働省・こども家庭庁のご担当者様から説明いただいた令和6年度介護報酬改定・障害福祉サービス等報酬改定について、アンケートで頂戴した質問等に関し、ご担当者様からの回答を頂戴したものについて、ご報告します。

### 【療養通所介護サービス】

#### －短期利用療養通所介護費－

- Q. 緊急時とは、どのような場合を指すのか？
- A. ケアマネジャーが利用者・家族の心身の状態等を総合的にアセスメントし、緊急時と判断した場合
- Q. 初回契約後、1回利用しご逝去された場合。ケアプランで日割りになっていたら、短期利用適用（1日1335単位）で請求してもよいのか？
- A. 緊急に利用が必要であったとケアマネジャーが判断した場合については、算定が可能
- Q. ケアプラン上、包括報酬による利用が位置づけられ、毎週1回の利用をしていた利用者については、これまでどおりの報酬算定で構わないのか？
- A. 利用者の意向によりケアプラン・包括報酬の契約の見直しが必要ならば、現状のとおり報酬算定で差し支えない。
- Q. 老健施設等にレスパイト入所等を行い、3ヶ月毎に退所、自宅での療養中は、療養通所介護を2～3回利用する利用者について、その扱いは短期利用となるのか？
- A. ケアマネジャーが利用者・家族の心身の状態等を総合的に判断し、地域の介護サービス資源等によって、そのようなケアマネジメントが適切である場合には、短期利用として差し支えない

- Q. 7日以内(14日以内)は1の利用者に対して一回限りになるのか?登録はしないで、数ヶ月あけて再度7日以内の利用はできるのか?(必要な時だけ7日以内ルールで利用する方法)
- A. 登録者以外で、7日以内(14日以内)の利用について、1の利用者に対し算定可能。月あたり複数回の利用もあり得る。

#### —送迎について—

- Q. 療養通所の送迎について、他事業所・障害福祉サービス事業所における利用者の同乗を可能とする見直しが行われたが、療養通所介護のように障害福祉サービスと一体的に運営していた場合においては、児童発達支援や放課後等デイサービス、生活介護の利用者との同乗も可能という理解で良いか?
- A. 療養通所介護が障害福祉サービスと一体的に運営していたとしても、それぞれ指定を受けている事業所として契約等を行い責任の所在を明確にすることで、児童発達支援や放課後等デイ、生活介護の利用者との同乗も可能。

#### —重度者ケア体制加算—

- Q. 今回、看護師の手厚い配置に加算が創設されたが、この人数については児童発達支援や放課後等デイサービスを一体的に運営している場合、それぞれのサービスに対する配置として差し支えないか。具体的には、児童発達支援の看護職員加配加算の算定要件である看護職員1又は2以上(常勤換算)を配置していた場合であって、療養通所介護・児童発達支援等を一体的に運営している場合においては、児童発達支援又は放課後等デイサービス又は生活介護に従事する看護職員としての実働を、療養通所介護の常勤換算3以上の要件における必要な員数として計上しても差し支えないか。
- A. 重度者ケア体制加算の要件として、基準の看護師の要員に加えて常勤換算1の看護師としているところ。児童発達支援等の看護職員加配加算の算定要件の扱いについては、障害福祉サービスに係る指定権者である自治体にお尋ねいただくようお願いする。

#### 【参考情報】

○令和6年度介護報酬改定について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

○「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日)」の送付について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001227740.pdf>

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)

以上